

会議録

会議の名称	平成20年度 第2回西東京市子ども福祉審議会
開催日時	平成20年7月31日(木曜) 13時 から 15時 まで
開催場所	田無庁舎3階 庁議室
出席者	(出席者) 森田会長、神山委員、栗原委員、清水委員、古川委員、阿 委員、松島委員 (事務局・職員) 子育て支援部長 二谷、子育て支援課長 森下、 子育て支援課調整係長 課長補佐 荻原 保育課長 大久保、保育課長補佐 神谷、保育係主事 古谷
議題	1 委員委嘱 2 諮問 ・保育所入所選考基準の一部改定について(諮問) 3 審議 ・保育所入所選考基準の一部改定について 4 報告事項 ・今後の審議日程について
会議資料の名称	(1) 保育所入所選考基準の一部改定について(諮問)写 (2) 西東京市保育所入所選考基準関係資料 (3) 平成16年度入所基準の改定の答申資料
記録方法	☐ 全文記録 ☒ 発言者の発言内容ごとの要点記録 ☐ 会議内容の要点記録
会議内容	
○発言者名 発言内容 ○森田会長 本日は市長から諮問を受けた保育所入所選考基準について2年に1度の審議である。市長からは、入所基準に就労の実態を反映させること、多子世帯への配慮、通勤時間への配慮の3点について諮問があった。 では事務局から説明をお願いします。 ○事務局 入所基準の改定については、合併後初めて平成16年度に大幅な改定を行い、平成18年度に一部見直しを行なっている。 保育所入所基準は、保育の実施基準と家庭の状況で構成され、保育の実施基準を指数化した基本指数と家庭の状況を指数化した調整指数及び同点の場合の優先項目から成	

る。

基本指数はある意味で言うと、国で示されている保育に欠ける要件を決めていくもので、父母の状況（就労・疾病・看護・就学等）によって指数が決まっている。

調整指数は単親世帯や、託児、滞納等によって加点・減点し自治体で入所の優先順位を決めていく指数であるといえる。西東京市は、待機児が150名前後を推移しており待機児の多い自治体となっている。こうした状況の中、条例・条例施行規則を根拠とし実務的には入所基準指数を元に入所事務を行なっている。この指数により保育所入所の可否が決まるため、公平で可能な限り実態を反映した指数になるよう今回3点ほど項目を追加したい。

○森田会長

では具体的に説明を。

○事務局

今回の改定は、次の3項目の追加である。

- 1) 勤務実態を把握し調整指数へ反映させる
- 2) 多子世帯への加点
- 3) 通勤時間の考慮

まず、勤務実態の把握についてであるが、勤務証明書の勤務日数や勤務時間は会社等の就労規則、雇用契約に基づいて記載されることになっている。さらに、昨年度より参考として直近3ヶ月の状況も記載してもらっている。その記載内容が、雇用契約に基づき作成された勤務証明書の就労状況とは異なるケースが多く見受けられたため、より実態を把握し、公平な審査を行うための改定である。

次は、就学前の子どもが3人いる世帯に対して加点をするというもの。これは西東京市が子育て支援を政策として掲げていることを具体化するためであり、多子世帯が多いことによるものではない。

最後に、平成16年度の際にも審議していただいたが、市民より通勤時間も考慮してほしいという声が毎年のようにあがっているため今回も審議の対象とさせていただいた。ただし、通勤時間を客観的に判断することが難しいため、平成16年度の審議の際には削除になった経緯がある。

今回は、公共交通機関を利用している時間帯だけを経路検索で算出することとした。

○森田会長

勤務実態の把握についてであるが、具体的には、勤務状態に違いがある件数はどのくらいあるのか。

○事務局

勤務証明の雇用契約と勤務実態に相違があるのは、4月入所の申込み850件中50から60件ほどある。ただし、850件中全ての方が外勤というわけではないので、約1割くらいである。且つ雇用契約と勤務実態の相違内容は、雇用契約による指数よりも、勤務実態による指数の方が低い。

○栗原委員

病気や、怪我で通院等していて雇用契約と実際の勤務状態に相違があった場合はどうするのか。

○事務局

怪我の場合で考えた時に、正社員だと有休や病休を使えば勤務実態等変わらない。その反面、パート・アルバイトに関しては、有休等がないので勤務実態が変わってしまう。この場合は何故少なかったかという証明（診断書等）を提出してもらうようにすることで対応できると考える。

○森田会長

申請時期が12月なので、パートの人に関しては税対策として勤務日数を調整する人もいる。この時期の直近3ヶ月となるとパート・アルバイトの方については厳しいのではないかと思うが自己都合なので仕方ない。

○事務局

正式な調査は行っていないが、そのような方もいると思われる。

○森田会長

祖父母の問題、通勤の問題についても自己申告に関わるものについては加味しない方向性でやってきた。これについては客観的な判断が出来なくなるからである。勤務証明書については事業所で記載しているのだから、雇用契約どおりに働いてもらうことが必要である。

○古川委員

勤務実態を反映させるしくみについては必要だと思う。これまで直近3ヶ月の就労状況は、参考としてきたということであるがどのように参考にしてきたのか。

○事務局

現段階では入所選考基準に取り入れられてないので指数には反映せず、実情を把握するために利用してきた。その結果、今回審議をお願いすることとなった。

○森田会長

入所選考基準に取り入れられた場合、勤務実態を把握し、相違があった場合基本指数の変更はないのか。

○事務局

基本指数は雇用契約に基づいた数値を入れる。雇用契約に基づいた勤務日数・勤務時間と直近3か月の実態に相違がある場合マイナス2をつける。事務局案としては80%に満たなければマイナス2点と考えている。4月入所に関しては、申込み件数も多く、同点の世帯が多くあるので1点・2点で入所できるかどうかに関わる。

○栗原委員

フルタイムの正社員と異なり、週4日とか1日6時間勤務のパートやアルバイトなどの不安定な就労形態の人が、保育園を利用しにくくしていないか。また、勤務日数・勤務時間が減った内容を吟味しなくてよいのか。

○森田会長

勤務日数・時間が減る原因、例えば病気などについて配慮するのか。ただ、配慮すると不正の温床となりかねない。分かりにくいことはやらないほうがいい。

○古川委員

客観的な日数を出すべきであり、理由は問わないほうが良い。

○森田会長

このことで入所ができず納得いかない場合は不服申立ができる。また、短時間就労の人は元々指数が低いので、フルタイムの人より入所しづらいのは入所基準指数のしくみ上やむを得ないのではないか。

○栗原委員・古川委員

4～6月はしっかり働いていたが、直近3ヶ月になった場合には不利な人が出てくるので、年間の中の連続した3ヶ月や一年の平均をとるという方法はどうか。

○事務局

一年の平均となると常態ということになり、基本指数そのものが変わってくる。

○古川委員

直近3ヶ月の制度を知っていて、その時期だけきちんと就労している人という人もいる。

○事務局

実態を正確に把握しているのかというような声は毎年ある。

以前は、家庭訪問を行い実態把握することもしていたが、現在はそのようなものはないので実態を正確につかむことは難しい。

○森田会長

今回は、税対策の関係もあるが調整指数に加えてみて実態を報告することとする。

次に多子世帯についてはどのくらいの件数か。

○事務局

現在の待機世帯の中では3世帯。

○森田会長

他の自治体ではこのようなものはあるのか。多子世帯への配慮としては、保育料を無料にしたり、というような配慮の仕方もあるかと思うが。

○事務局

調査していないので正確な数は不明だが、多子世帯（3人以上）に加点をしている自治体は多摩26市の中でいくつかある。また、保育料については3子目を無料にしている自治体もあるように聞いている。西東京市としては、子育てを支援しているという政策的な観点から加点を考えている。

○森田会長

これは問題がないのではないかと思う。実施してみて、再度報告をお願いします。

最後に通勤時間についてだが、一度削除したものが何故再浮上してきたのか。

○事務局

保護者より、通勤時間を考慮するようにとの声が毎年あり、それを無視することは出来ない。

○森田会長

この問題については、職場の近くの保育園を選んだり、保育園に合わせて転居をしたりする方がいる中で、何故遠い職場に通うことだけで加点してよいのか。極めて私的な問題ではないかということで却下した経緯がある。

○古川委員

子育てに対する親の努力によると思う。保護者は、子どもに何かあった場合にすぐに駆けつけることが出来るように、保育園の近くに職場を置く努力が必要だと思う。

○栗原委員

通勤時間が長いから指数を加算してくれというよりは、通勤時間が長いから朝は早く、夜は遅くまで預かってほしいという要望が出るのは理解できるが、通勤時間が長いから加算して欲しいというのは理解できない。

○事務局

保育園を必要とした時に、勤務時間はもちろんのこと、通勤時間も保育に欠ける状況にあるので、通勤時間が長いからこそ、指数を高くして入所しやすくして欲しいという声がある。

○栗原委員

自営業の人にはとても不利になると思うが。

○森田会長

非常に不公平感があると思う。

○事務局

通勤時間が長い人と自営の人と比べると、通勤時間が長い方は自営業の方よりも早く家を出たりしなくてはならないことから大変である。だから指数に反映させてほしいという意見が多い。

○清水委員

女性は結婚して出産を経る際に、一度退職して再度就職する時は近くで働ける。しかし仕事をやめずに出産等をする場合においては、勤務先を変えることも出来ないのも、優遇してほしいという声があがるのも当然のことではないかと思う。

また、45分という通勤時間の加点の時間についても、設定には慎重になったほうが良いと思う。

○事務局

これは平成16年度までは家から勤務先までの通勤時間が1時間以上かかる人に関しては調整指数をつけていた。今回は客観的に判断するために、公共交通機関を使用する時間だけを取ったので、45分とした。

○森田会長

同点の世帯がいくつかあった際に、通勤時間が長いことを保育所入所の優先項目としていいのか。通勤時間の長さが、育休明けや託児しているといった他の調整項目の要素と同列なのか疑問である。他の保護者の了解を得られるのかどうか分からない。

○松島委員

勤務時間にプラスして、通勤時間も拘束時間（保育に欠ける時間）として考えれば了解を得ることも可能だと思う。通勤時間が長いことで子育てへの負担が大きいと考えることで加点できるのではないかな。

○古川委員

通勤時間が短くても長時間労働している人もいるので、その人が浮かばれなくなる。だから入れないほうがいいと思う。

○松島委員

子育て中の人が好き好んで遠い職場にするとはいえられない。子育てのために住宅を移すことはまず難しい。よって保護者に負担がかかっているのは明らかなので、加算してもいいと思う。

○栗原委員

通勤時間が長くて本当に大変なのか、通勤時間が長いことを理由に保育所に入所しやすくしたいのか。

○森田会長

「公共の交通機関を使用した時間」を使用して客観的に見るにしても、この問題については、前回削除することになってからまだ3年しか経過しておらず、再度指数に反映させることについては慎重にするべきだと思う。仮にそのような声が多いのであれば来年度までに件数や事例を集めて新しく設定する指数に対する根拠を収集し、再度審議することが望ましいと思う。今回の審議では見直しは行わない。

○森田会長

1・2については改定。3については再度審議が必要。また、この改定については次年度の4月入所から使用するという事とする。次回の会議時に答申案を書かせていただく。

次回の日程は9月以降の開催ということでスケジュール調整を行う。

以上